

別添資料

文部科学省所管独立行政法人の役員の退職に係る業績勘案率（案）の通知内容

目 次

①大学入試センター（監事1人）	1
②日本学生支援機構（理事1人）	24
③国立オリンピック記念青少年総合センター（理事1人）	53
④国立青年の家（理事1人）	79
⑤日本スポーツ振興センター（理事2人）	103
⑥物質・材料研究機構（理事2人）	147
⑦理化学研究所（理事1人）	193
⑧宇宙航空研究開発機構（理事長）	231
⑨日本芸術文化振興会（理事長、理事2人）	252
⑩文化財研究所（理事長）	304

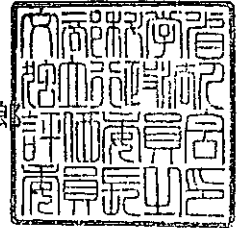
17独評委第1号
平成17年4月12日

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員長 丹羽 宇一郎 殿

文部科学省独立行政法人評価委員会

委員長 渡邊 正太郎



文部科学省所管の独立行政法人の役員の退職に係る業績勘案率（案）について

下記法人の役員退職者の業績勘案率（案）については、資料1～5のとおり決定したので、通知する。

記

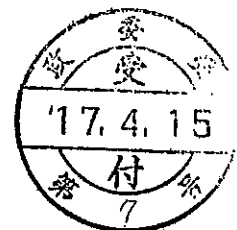
独立行政法人大学入試センター（資料1）

独立行政法人日本学生支援機構（資料2）

独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター（資料3）

独立行政法人国立青年の家（資料4）

独立行政法人日本スポーツ振興センター（資料5）



業績勘案率（案）について

独立行政法人大学入試センターの退職役員に関する業績勘案率（案）については以下のとおりとする。

○独立行政法人大学入試センター

監事 ■■■■■ 業績勘案率は1.0とする。

注：上記については、別添の「独立行政法人大学入試センターにおける■■■前監事の業績勘案率について」（平成17年3月10日文部科学省独立行政法人評価委員会大学支援関係法人部会決定）等に基づき、業績勘案率を1.0とするものである。

独立行政法人大学入試センターにおける
前監事の退職手当に係る業績勘案率について

平成17年3月10日
文 部 科 学 省
独立行政法人評価委員会
大学支援関係法人部会

独立行政法人大学入試センターにおける前監事の業績勘案率については、「独立行政法人大学入試センターにおける業績勘案率の基準について」（平成17年3月10日 文部科学省独立行政法人評価委員会大学支援関係法人部会決定）に基づき、以下のとおりとする。

1. 在任期間（業績勘案率適用期間）

平成13年4月1日～平成16年3月31日
（平成16年1月1日～平成16年3月31日）

2. 「機関実績勘案率 α 」について

(1) 機関実績勘案率算出の基準となる年度実績評価について

前監事の業績勘案率の適用期間は、平成16年1月1日～平成16年3月31日であり、機関実績勘案率の算出に当たっては、平成15年度に係る実績評価結果が対象となる。

(2) 機関実績勘案率 α の算出

平成15年度業務実績評価に占める項目別評価の評定の割合は以下のとおりであり、その割合を別紙1の換算表に当てはめて、機関実績勘案率を算出することとする。

項目別に換算した機関業績評価の算定は以下のとおり

A 評定（年度計画を十分履行しており、中期目標及び中期計画に照らして極めて十分な実績を上げている。）・・・・・・・・・・・・・・・・ 71項目

B 評定（おおむね年度計画を履行しており、中期目標及び中期計画に照らしておおむね十分な実績を上げている。）・・・・・・・・・・・・・・・・ 9項目

C 評定（年度計画を十分履行しておらず、中期目標及び中期計画達成のために業務の改善を要する。）・・・・・・・・・・・・・・・・ 0項目

項目別評価の内訳

項目別評価 ※ () 数字が大項目	A	B	C	計
1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	10	2		12
(1) 大学、高等学校その他の関係機関との連携協力を留意した組織を整備し、業務の効率化を図る。	(1)			(1)
(2) 管理運営業務の効率化を図る。	(1)			(1)
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	61	4		65
(1) 大学入試センター試験の円滑で適切な実施を実現するための業務を行う。	(1)			(1)
(2) 大学の入学者選抜方法の改善に関する調査研究を実施する。	(1)			(1)
(3) 大学に進学を志望する者に対して、有用な大学進学情報を提供する。	(1)			(1)
(4) 業務の公共性にかんがみ、管理・運営に関する情報及び事業等に関する情報等を積極的に公開する。	(1)			(1)
3. その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項等		3		3
(1) 施設・設備に関する計画				
(2) 人事に関する計画		(1)		(1)
全体計 (大項目計)	71 (6)	9 (1)		80 (7)

①項目別評価における各評定の割合

- ・ A 評定 $71 / 80 * 100 \approx 88.8\%$
(うち、大項目 $6 / 7 * 100 \approx 85.7\%$)
- ・ B 評定 $9 / 80 * 100 \approx 11.2\%$
- ・ C 評定 $0 / 80 * 100 \approx 0.0\%$

②機関実績勘案率 α

前監事の平成15年度の機関実績勘案率は、上記の各評定の割合を別紙1に照らすと、C区分の1.0となる。また、調整区分による大項目のA評定の割合についてもC区分のため、調整後も1.0となる。

よって、機関実績勘案率 α

$$= (\text{平成15年度機関実績勘案率} \times \text{15年度に係る業績勘案率適用月数}) \\ \div \text{機関実績勘案率適用月数} = 1.0 \times 3 / 3 = 1.0$$

ゆえに、機関実績勘案率 α は、1.0とする。

3. 「個人業績勘案率 β 」について

個人業績勘案率については、予め大学入試センター理事長が別添の業績調書に基づいて行った評価を踏まえて、部会において評定を行った結果は、以下のとおりである。

監事の評価項目の第1観点	法人の評価	部会決定
評価項目1	1.0	1.0
評価項目2	1.0	1.0
評価項目3	1.0	1.0
評価項目4	1.0	1.0
評価項目5	1.0	1.0
評価項目6	1.0	1.0
平均値	1.0	1.0

よって、個人業績勘案率 β は、1.0とする。

4. 「業績勘案率 ε 」の算出

(1) 上記「機関実績勘案率 α 」= 1.0、「個人業績勘案率 β 」= 1.0から、基礎業績勘案率 $\varepsilon' = 0.75 \times 1.0 + 0.25 \times 1.0 = 1.00$ となる。(小数点第2位を四捨五入し、1.0になる。)

(2) 業績勘案率 ε を決定するにあたっては、次の二点を勘案する。

① 大学入試センターの役員報酬のうち、期末特別手当てについては、法人の業績評価の結果を参考にして増額又は減額することができることとされているが、 前監事については、業績勘案率の適用期間中に期末特別手当てを支給した実績がない。

② 目的積立金については、 監事の在職期間に積み立てた実績はない。

以上から、業績勘案率 ε は、基礎業績勘案率のとおり、1.0とする。

機関実績勘案率の評定割合に関する換算表

(単位：%)

区分	勘案率	各事業年度の項目別評価の評定			調整区分
		A	B	C	[大項目A評定]
A	2.0	99以上	1以下	0	90以上
	1.9	98以上 99未満	1超 2以下	0	
	1.8	97以上 98未満	2超 3以下	0	
	1.7	96以上 97未満	3超 4以下	0	
	1.6	95以上 96未満	4超 5以下	0	
B	1.5	94以上 95未満	5超 6以下	0	
	1.4	93以上 94未満	6超 7以下	0	
	1.3	92以上 93未満	7超 8以下	0	
	1.2	91以上 92未満	8超 9以下	0	
	1.1	90以上 91未満	9超 10以下	0	
C	1.0	50以上 90未満	10超 50以下	0	50以上 90未満
D	0.9	40以上 50未満	50超 60以下	0	0超 50未満
		90以上 100未満	0超 10以下		
	0.8	30以上 40未満	60超 70以下	0	
		80以上 90未満	10超 20以下		
	0.7	20以上 30未満	70超 80以下	0	
		70以上 80未満	20超 30以下		
	0.6	10以上 20未満	80超 90以下	0	
60以上 70未満		30超 40以下			
0.5	0以上 10未満	90超 100以下	0		
	50以上 60未満	40超 50以下			
E	0.4	40以上 50未満	50超 60以下	0	
	0.3	30以上 40未満	60超 70以下		
	0.2	20以上 30未満	70超 80以下		
	0.1	10以上 20未満	80超 90以下		
	0.0	0以上 10未満	90超 100以下		

※調整区分の適用方法：項目別評価の評定よりも調整区分の評定が高い（低い）区分となる場合には、項目別評価の評定の直近の勘案率に引き上げる（引き下げる）ものとする。

業 績 調 書

機 関 名：独立行政法人大学入試センター

役 職：監 事

氏 名：[REDACTED]

在任期間：平成13年4月1日～平成16年3月31日

(業績勘案率適用期間：平成16年1月1日～平成16年3月31日)

[REDACTED]氏(以下「同人」という。)は、独立行政法人大学入試センター(以下「入試センター」という。)が独立行政法人へ移行した平成13年4月1日に就任し、平成16年3月31日までの在任期間中に次のとおりの業績があった。

1 適正な監査について

同人は、入試センター監事監査要綱及び監事監査実施基準に則り、監査の対象範囲や視点、方法及び重点事項などを定めた監事監査計画を策定し、業務監査及び会計監査を適正に遂行した。平成14事業年度の監査は独立行政法人制度発足後間もない時期の監査であったことから、特殊法人等の監査状況を参考にするとともに平成13事業年度に係る評価において、評価委員会より「B」の評価を受けたもの、中でも留意すべき事項とされたものについては特に重点項目として対象の設定を行い、またその実施方法及び監査結果の活用について慎重に検討を行い、以下に記述したとおり適正に監査を実施したものである。

- 1 監査方針設定と組織化活動
 - その1 年度の監査方針の設定(レベル2)
 - その5 事業所や関連団体など業務の実地監査(レベル2)

(1) 平成14事業年度監事監査

① 監事監査期間

【業務概況監査】 平成15年5月12日(月)～平成15年5月19日(月)

【人事管理状況監査】 平成15年5月23日(金)～平成15年5月28日(水)

【会計監査】(月次監査) 毎月中旬

(年次監査) 平成15年6月16日(月)

【物品等照合監査】 平成15年6月11日(水)～平成15年6月12日(木)

② 監査方法及び対象部門

(ア) 業務監査

- ・ 全部課を対象部門とし、業務全般に関して部課長から概況聴取、又必要に応じて担当者から個別聴取を行うことにより各部課における職務遂行状況のみならず、それらを通じ理事長や理事の職務遂行が、法令規則や役員会議の決議に適合しているかを監査した。

- 1 監査方針設定と組織化活動
 - その4 理事長、理事の職務遂行監査(レベル2)

- ・ 全部課を対象部門とし、出勤簿、休暇簿、出張命令簿等に関して相互に照合確認を行い、管理状況を抽出監査した。
- ・ 全部課を対象部門として物品に関して書類と現物との照合確認を行い、管理状況を抽出監査した。

(イ) 会計監査

- ・ (月次監査) 会計課を対象部門として、前月の決算関係書類の精査及び前月の決算の状況等の監査を行い、第三者的な立場で講評を行い、必要に応じて、そのフォローを行った。

- 1 監査方針設定と組織化活動
 - その3 月次会計報告の監査(レベル2)

- ・ (年次監査) 会計課を対象部門として、会計に関して証拠書類の原本確認を行

い、契約の状況等を抽出監査した。また、年度の決算関係書類を精査し、年度の決算の状況等を監査した。

③ 監査結果概要

(ア) 業務監査

- ・ 設置目的に沿い、法令その他の定め及び予算に従って、適正に処理されていることを認める。

(イ) 会計監査

- ・ 計数・内容とも適正であり、その表示も法令その他の定めに従って作成され、財務諸表、事業報告書等のおり相違ないものと認められる。

(2) 平成15事業年度監事監査

① 監事監査計画の作成

平成15年4月16日に監事監査計画を定め、理事長へ提出、併せて今年度の法人の監査方針や考え方について説明を行い、理解を得た。

- 1 監査方針設定と組織化活動
 - その2 年度の監査方針の関係者への周知徹底 (レベル2)

(3) その他

平成15年度大学入試センター試験において、1試験室で正規の試験時間が確保されなかった問題について、同人が調査委員会委員長として調査結果及び今後の対応策を取りまとめ理事長に報告を行っている。この報告をもとに、理事長は、正規の試験時間を確保すること及び監督者は受験者に対して公平・公正な環境での受験機会の確保に努めるよう周知徹底を図ることを、説明会及びマニュアル等において徹底することとし、文部科学省へも報告したものである。

これらは、本センターの自己点検・自己評価をまとめた『平成14事業年度業務実績報告書』においても今後の課題として記載されている。

このような経験から、同人は、平成16年度センター試験の実施にあたり、監事のみならず国民的視点に立ち、絶えず公平・公正な環境での受験機会確保の方策に腐心し、会議等においてもその視点から資料を確認し、また発言を行った。更に、平成15年12月に実施した入試担当者連絡協議会に出席し、文部科学省への報告内容及び自己点検・自己評価の課題事項が確実に実施されていることの確認を行った。

- 1 監査方針設定と組織化活動
 - その4 理事長、理事の職務遂行監査 (レベル2)
 - その6 法人の機関業績目標の内部評価の結果や過程に関する監査 (レベル2)

当センターでは、評価委員会の指摘を受け進学情報サービス室を含めた大学情報の提供の在り方について検討を行った結果、平成15年度をもって進学情報サービス室を廃止することを大学入試センター将来計画委員会で決定し、その後、廃止に伴う今後の対応についても方針を決めたものである。

同人は、決定された対応方針が現場である進学情報サービス室及び設置大学の実情に合致するものであるかの確認を行うため、6サービス室のうちの2サービス室(広島進学情報サービス室及び福岡進学情報サービス室)を訪れ実地監査を行った。

- 1 監査方針設定と組織化活動
 - その4 理事長、理事の職務遂行監査 (レベル2)
 - その5 事業所や関連団体など業務の実地監査 (レベル2)

2 入試センターの運営に関して

入試センター内外の諸会議に出席し、業務の監査を行ったほか、入試センター内の会議においては役員として理事長等に助言を行うなど、入試センターの課題に対し真摯に取り組んだ。

[主な会議等]

- ① 運営委員会 (不定期、6回開催)
- ② 役員会議 (毎月定例)
- ③ 将来計画委員会 (不定期、25回開催)
- ④ 広報・情報公開委員会 (不定期、12回開催)

- ⑤ 連絡会（不定期）
- ⑥ 事務協議会（毎月定例）

〔参 考〕

就任期間中の入試センターの主要事項

- ・ 適性試験実施の決定
- ・ 大学入試センター試験英語リスニングテスト実施の決定
- ・ 現職理事長の急逝

3 その他の特記事項について

将来計画委員会評価に関するワーキング・グループ座長として

同人は、将来計画委員会の下に置かれた「評価に関するWG」座長として、入試センターの中期計画及び年度計画に対する評価委員会の評価の対応業務を担当し、評価委員会の審議過程での意見及び評価結果を監事監査に反映し、業務の改善を図るべく努力した。

以上のとおり、同人は在任中、率先して困難な課題に取り組むなど、独立行政法人となった入試センターの基盤づくりのために尽くしてきた。

同人は、監事として適切に法人運営を行ったため、入試センターとしては、個人業績勘案率「1.0」の評価が適当であると判断する。

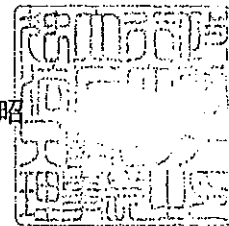
評定

第1観点：監査方針設定と組織化活動

区分	レベル 0	レベル 1	レベル 2	レベル 3	レベル 4	計
	0.0	0.5	1.0	1.5	2.0	
評価項目1			1.0			1.0
評価項目2			1.0			1.0
評価項目3			1.0			1.0
評価項目4			1.0			1.0
評価項目5			1.0			1.0
評価項目6			1.0			1.0
合 計						6.0
平均点						1.0

平成17年3月1日

独立行政法人大学入試センター理事長
荒 川 正



第1観点. 監査方針設定と組織化活動(監事)

水準 評価項目	レベル0	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
監事その1 年度の監査方針の 設定	法人の全体方針と監 査方針との関連性を 正しく理解していな かった。	法人の全体方針と監 査方針との関連性を 正しく理解し、年度の 監査方針を設定した。	年度の監査方針の設 定に際して、監査の 対象範囲や視点、監 査結果の活用先など を考慮した。	年度の監査方針の設 定に際して、従来の 法人監査にはなかつ た新しい視点を導入 した。	自ら主体的に設定に 関わった監査方針が、 他の独立行政法人監 査に影響を与えて、 モデルとなった。
監事その2 年度の監査方針の関 係者への周知徹底	法人の監査方針やそ の背景にある考え方 を理事長や理事層に 対して自らが説明は しなかった。	法人の監査方針やそ の背景にある考え方 を理事長や理事層に 対して自ら説明した。	法人の監査方針やそ の背景にある考え方 を理事長や理事層に 対して説明して、理 解を得た。	法人の監査方針やそ の背景にある考え方 が理事長や理事層に 正しく理解されるよう に啓蒙に務めた。	法人の監査方針やそ の背景にある考え方 が理事長はじめ全職 員に確実に浸透する ように啓蒙に務めた。
監事その3 月次会計報告の監査	会計月次報告の説明 を受けたが特に目 立ったコメントはしな かった。	会計月次報告に対し てより第三者的な立 場でコメントを行った がフォローはしなかつ た。	会計月次報告結果に 対して第三者的な立 場でコメントを行い、 そのフォローを行った。	会計月次報告結果に 対しての第三者的な 立場でのコメントを フォローしてそこから 問題点を早期に把握 した。	会計月次報告結果に 対しての第三者的な 立場でのコメントに基 づいて問題点を解決 し再発防止をはかつ た。
監事その4 理事長、理事の職務 遂行監査	役員会・理事会の招 集や決議の方法及び その内容に関する監 査を行わなかった。	役員会・理事会の招 集や決議の方法及び その内容に関する監 査を行ったが、理事 長や個々の理事の職 務遂行に関する監査 は行わなかった。	理事長や理事の職務 遂行が、法令や理事 会決議に適合してい るかを定期的に監査 した。	理事長や理事の職務 遂行を違法性監査の 観点に止まらず、国 民にとって著しく不 当な内容ではないかの 適合性監査を行った。	理事長や理事の職務 遂行結果を国民に とって著しく不当な 内容ではないかの妥 当性監査を行いその結 果を自ら発表した。

水準 評価項目	レベル0	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
監事その5 事業所など業務の実地監査	事業所など法人業務の実地の場である現地に赴いてその業務遂行を監査しなかった。	実地監査を行ったが、その準備や事後報告は事務局が主に担当しており、自ら踏み込んだ監査をしなかった。	実地監査の対象設定の段階から自らが総合的な判断で臨み、監査計画を立案して、監査を行った。	実地監査を自ら総合的な判断で企画して、監査を行い、さらに関係者からの聴取だけでなく自ら実態調査を行った。	自ら実地監査を行った結果を、違法性、妥当性の観点から将来のリスクを考慮して理事長以下の理事層に報告を行った。
監事その6 法人の機関連業目標の内部評価の結果や過程に関する監査	法人の機関連業目標の内部評価に関する結果報告を受けただけで特にアクションをとらなかった。	法人の機関連業目標の内部評価の結果について、コメントはしたが、国民の視点からの第三者的な問題指摘や勧告までは行わなかった。	法人の機関連業目標の内部評価の結果について、国民の視点から客観的な問題指摘や改善勧告を行った。	法人の機関連業目標の内部評価の結果のみならず、その評価方式や運用実態まで踏み込んだ監査を行いその結果を理事長や理事層に報告した。	法人の機関連業目標の内部評価に関する改善勧告を、理事長や理事層に対して行い、実際に改善に結びつけるよう強い働きかけを行った。

独立行政法人大学入試センターにおける 業績勘案率の基準について

平成17年3月10日
文 部 科 学 省
独立行政法人評価委員会
大学支援関係法人部会

1. 「業績勘案率」の導入について

独立行政法人の役員退職金については、「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について（平成15年12月19日閣議決定）」及び「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針（平成16年7月23日総務省政策評価・独立行政法人評価委員会決定）」を踏まえ、文部科学省独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）において、「業績勘案率の評価を行うに当たっての基本的考え方」（平成16年12月16日文部科学省独立行政法人評価委員会決定）を決定した。独立行政法人大学入試センターの役員退職金算定に必要な「業績勘案率」については、この決定に基づくほか、以下のとおり基準を定めることとする。

2. 業績勘案率の算出

まず、「機関実績勘案率 α 」と「個人業績勘案率 β 」との配分率 x 、 y を乗じ、「基礎業績勘案率 ε' 」を算出する。（小数点第一位未満の端数があるときはこれを四捨五入する。）大学入試センターにおける機関実績勘案率と個人業績勘案率の配分率は、各役員の職責等を勘案し、理事長、理事、監事とも一律 $x : y = 0.75 : 0.25$ とする。

$$\varepsilon' = x\alpha + y\beta \quad (\text{ただし、} x = 0.75, y = 0.25)$$

{	ε' : 基礎業績勘案率 α : 機関実績勘案率 β : 個人業績勘案率 x : 機関実績勘案率の配分率 y : 個人業績勘案率の配分率
---	---

その後、部会は ε' に基づき、以下の点を勘案して当該役員の業績勘案率 ε を決定する。

- ① 在職時に受けた役員報酬に対する法人及び個人の業績の反映状況
- ② 目的積立金の積立状況（ ε が1.5を超える場合は、原則として在職期間のいずれかの年度に目的積立金を積み立てたことが必要であること。）

3. 機関実績勘案率

機関実績勘案率（ α ）は、当該役員が在職した期間に係る法人の「年度業務実績評価」（項目別評価）の結果に基づき、A評価（年度計画を十分に履行しており、中期目標及び中期計画に照らして極めて十分な実績を上げている。）、B評価（おおむね年度計画を履行しており、中期目標及び中期計画に照らしておおむね十分な実績を上げている。）及びC評価（年度計画を十分には履行しておらず、中期目標及び中期計画達成のために業務の改善を要する。）の割合を勘案し、別紙1の換算表により算出した数値を以下の式に当てはめて決定する。

また、役員が退職した日の属する年度の「業務実績評価」が確定していない場合、前年度からの業務の連続性があるため、当該年度の機関実績勘案率は、原則として、その前年度の機関実績勘案率と同率とする。（これによりがたい場合には、必要に応じ、部会において決定する。）

なお、各役員「業務実績評価」の評価項目の割合を算出するに当たっては、それぞれの職責等を勘案し、理事長、理事、監事とも各項目を均等にウェイト付けを行うこととする。

機関実績勘案率（ α ）の算定方法

$$\alpha = \frac{(\text{初年度勘案率}\alpha_1 \times \text{初年度在職月数} + \text{第2年度勘案率}\alpha_2 \times 12\text{月} + \dots + \text{第n年度勘案率}\alpha_n \times n\text{年度在職月数})}{\text{全在職月数}}$$

4. 個人業績勘案率

当該役員「任期中の個人的な業績」に関し、別紙2の「個人的な業績評価の観点」を基に、表1により、各評価項目ごとに5段階で評定点を付する。

その際、部会は、法人の長が予め評定を行った結果も参考にしつつ、評定点を決定するものとする。

決定した評定点を用いて、表2の評価項目の観点ごとに評定点の平均点を算出し、その平均点の合計を評価項目の観点数で除して、当該役員「個人業績勘案率（ β ）」を決定する（小数点第一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する）。

個人業績勘案率（ β ）の算定方法

$$\beta = \frac{(\text{第1観点の評定点の平均点} + \text{第2観点の評定点の平均点} + \dots + \text{第n観点の評定点の平均点})}{\text{総観点数}(n)}$$

表1

水準	評定点
レベル0	0.0
レベル1	0.5
レベル2	1.0
レベル3	1.5
レベル4	2.0

表2：評価項目の観点（別紙2参照）

区分	評価項目の観点
理事長	第1観点（業績目標達成に向けてのリーダーシップ）
	第2観点（業務マネジメント）
	第3観点（組織・人事マネジメント）
	第4観点（対外インパクト）
理事	第1観点（業績目標達成のためのリーダーシップ）
	第2観点（業務マネジメント）
	第3観点（組織・人事マネジメント）
監事	第1観点（監査方針設定と組織化活動）

機関実績勘案率の評定割合に関する換算表

(単位：%)

区分	勘案率	各事業年度の項目別評価の評定			調整区分
		A	B	C	[大項目A評定]
A	2.0	99以上	1以下	0	90以上
	1.9	98以上 99未満	1超 2以下	0	
	1.8	97以上 98未満	2超 3以下	0	
	1.7	96以上 97未満	3超 4以下	0	
	1.6	95以上 96未満	4超 5以下	0	
B	1.5	94以上 95未満	5超 6以下	0	
	1.4	93以上 94未満	6超 7以下	0	
	1.3	92以上 93未満	7超 8以下	0	
	1.2	91以上 92未満	8超 9以下	0	
	1.1	90以上 91未満	9超 10以下	0	
C	1.0	50以上 90未満	10超 50以下	0	50以上 90未満
D	0.9	40以上 50未満	50超 60以下	0	0超 50未満
		90以上 100未満	0超 10以下	0	
	0.8	30以上 40未満	60超 70以下	0	
		80以上 90未満	10超 20以下	0	
	0.7	20以上 30未満	70超 80以下	0	
		70以上 80未満	20超 30以下	0	
	0.6	10以上 20未満	80超 90以下	0	
60以上 70未満		30超 40以下	0		
0.5	0以上 10未満	90超 100以下	0		
	50以上 60未満	40超 50以下	0		
E	0.4	40以上 50未満	50超 60以下	0	
	0.3	30以上 40未満	60超 70以下	0	
	0.2	20以上 30未満	70超 80以下	0	
	0.1	10以上 20未満	80超 90以下	0	
	0.0	0以上 10未満	90超 100以下	0	

※調整区分の適用方法：項目別評価の評定よりも調整区分の評定が高い（低い）区分となる場合には、項目別評価の評定の直近の勘案率に引き上げる（引き下げる）ものとする。